

令和4年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録「クリーンの森合志 最終処分場」

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

【法第8条の3第2項（公表）、第8の4（閲覧用記録簿）】

- ※「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう
- ※「規則」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう

1. 埋め立てた種類及び数量〔規則第4条の5の2第4号イ、規則第4条の7第4号イ〕

単位（t）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資源残渣不燃物	0.00	0.00	43.00	35.83	47.26	0.00	47.21	39.86	0.00	0.00	44.58	3.12	260.86
破碎残渣不燃物	0.00	0.00	35.67	28.89	44.48	0.00	38.14	52.63	0.00	0.00	30.62	37.47	267.90
焼却灰	210.02	270.94	272.52	73.10	53.94	26.37	110.09	278.36	75.47	0.00	0.00	116.84	1487.65
飛灰固化物	105.27	107.15	137.01	63.19	24.46	24.00	41.65	111.38	20.40	0.00	0.00	29.59	664.10
法面保護土	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	315.29	378.09	488.20	201.01	170.14	50.37	237.09	482.23	95.87	0.00	75.20	187.02	2680.51

2. 周縁地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号ニ及びホ、規則第4条の7第4号ニ及びホ〕

採取場所：周縁地下水採取地点（上流）

採取年月日		4.4.28	4.5.12	4.6.2	4.7.15	4.8.4	4.9.1	4.10.13	4.11.10	4.12.8	5.1.12	5.2.9	5.3.9	
測定結果の得られた年月日		4.5.2	4.5.18	4.6.4	4.7.21	4.8.23	4.9.6	4.10.20	4.11.17	4.12.19	5.1.20	5.2.16	5.3.17	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	16	16	16	13	13	13	14	14	13	15	15	15
塩化物イオン	〃	— (mg/ℓ)	3.4	2.8	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6
過マンガン酸カリウム消費量	年1回	— (mg/ℓ)					0.4							
カドミウム	〃	0.003 mg/ℓ					N.D.							
全シアン	〃	検出されないこと					不検出							
鉛	〃	0.01mg/ℓ					N.D.							
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ					N.D.							
砒素	〃	0.01mg/ℓ					N.D.							
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ					N.D.							
アルキル水銀	〃	検出されないこと					総水銀不検出の為測定せず							
PCB	〃	検出されないこと					不検出							
トリクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
テトラクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
ジクロロメタン	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
四塩化炭素	〃	0.002 mg/ℓ					N.D.							
1,2-ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ					N.D.							
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04mg/ℓ					N.D.							
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 mg/ℓ					N.D.							
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 mg/ℓ					N.D.							
チウラム	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
シマジン	〃	0.003 mg/ℓ					N.D.							
チオベンカルブ	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
ベンゼン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
セレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
1,4-ジオキサン	〃	0.05mg/ℓ					N.D.							
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）	〃	0.002mg/ℓ					N.D.							
措置の必要性			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

採取年月日		4.8.4	
測定結果の得られた年月日		4.9.1	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	0.41
措置の必要性		無	

- * 基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- * N.D.とは、定量限界未満を示します。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。）

採取場所：周縁地下水採取地点（下流）

採取年月日		4.4.28	4.5.12	4.6.2	4.7.15	4.8.4	4.9.1	4.10.13	4.11.10	4.12.8	5.1.12	5.2.9	5.3.9	
測定結果の得られた年月日		4.5.2	4.5.18	4.6.4	4.7.21	4.8.23	4.9.6	4.10.20	4.11.17	4.12.19	5.1.20	5.2.16	5.3.17	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	18	18	18	19	19	19	22	19	20	22	23	22
塩化物イオン	〃	— (mg/ℓ)	16	16	16	15	13	13	9.1	11	9.8	11	11	9.7
過マンガン酸カリウム消費量	年1回	— (mg/ℓ)					0.4							
カドミウム	〃	0.003 mg/ℓ					N.D.							
全シアン	〃	検出されないこと					不検出							
鉛	〃	0.01mg/ℓ					N.D.							
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ					N.D.							
砒素	〃	0.01mg/ℓ					N.D.							
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ					N.D.							
アルキル水銀	〃	検出されないこと					総水銀不検出の為測定せず							
PCB	〃	検出されないこと					不検出							
トリクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
テトラクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
ジクロロメタン	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
四塩化炭素	〃	0.002 mg/ℓ					N.D.							
1,2-ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ					N.D.							
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 mg/ℓ					N.D.							
1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04mg/ℓ					N.D.							
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 mg/ℓ					N.D.							

1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 mg/ℓ					N.D.							
チウラム	〃	0.006mg/ℓ					N.D.							
シマジン	〃	0.003 mg/ℓ					N.D.							
チオベンカルブ	〃	0.02 mg/ℓ					N.D.							
ベンゼン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
セレン	〃	0.01 mg/ℓ					N.D.							
1,4-ジオキサン	〃	0.05mg/ℓ					N.D.							
塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)	〃	0.002mg/ℓ					N.D.							
措置の必要性			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

採取年月日	4.8.4		
測定結果の得られた年月日	4.9.1		
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	0.43
措置の必要性			無

*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)

3. 地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：最終処分場 地下水ピット（地下水）

採取年月日	4月	5月	6月	4.7.7	4.8.4	4.9.1	4.10.13	4.11.10	4.12.8	5.1.12	5.2.9	5.3.9		
測定結果の得られた年月日	未検査	未検査	未検査	4.7.21	4.8.23	4.9.6	4.10.20	4.11.17	4.12.19	5.1.20	5.2.16	5.3.17		
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	— (mS/m)	-	-	-	5.3	4.6	3.2	4.6	4.7	6.0	7.8	8.2	8.6
塩化物イオン	〃	— (mg/ℓ)	-	-	-	0.8	0.9	0.9	1.4	1.4	1.5	2.2	2.6	2.8
過マンガン酸カリウム消費量	年1回	— (mg/ℓ)				5								
カドミウム	〃	0.003 mg/ℓ				N.D.								
全シアン	〃	検出されないこと				不検出								
鉛	〃	0.01mg/ℓ				N.D.								
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ				N.D.								
砒素	〃	0.01mg/ℓ				N.D.								
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ				N.D.								
アルキル水銀	〃	検出されないこと				総水銀不検出の為測定せず								
PCB	〃	検出されないこと				不検出								
トリクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
テトラクロロエチレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
ジクロロメタン	〃	0.02 mg/ℓ				N.D.								
四塩化炭素	〃	0.002 mg/ℓ				N.D.								
1,2-ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ				N.D.								
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 mg/ℓ				N.D.								
1,2-ジクロロエタン	〃	0.04mg/ℓ				N.D.								
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 mg/ℓ				N.D.								
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ				N.D.								
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 mg/ℓ				N.D.								
チウラム	〃	0.006mg/ℓ				N.D.								
シマジン	〃	0.003 mg/ℓ				N.D.								
チオベンカルブ	〃	0.02 mg/ℓ				N.D.								
ベンゼン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
セレン	〃	0.01 mg/ℓ				N.D.								
1,4-ジオキサン	〃	0.05mg/ℓ				N.D.								
塩化ビニルモノマー	〃	0.002mg/ℓ				N.D.								
措置の必要性			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

採取年月日	4.7.7		
測定結果の得られた年月日	4.7.28		
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	0.037
措置の必要性			無

*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)

4. 原水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：最終処分場 浸出水ピット（原水）

採取年月日	4月	5月	6月	7月	4.8.4	9月	4.10.13	11月	12月	1月	5.2.9	3月	
測定結果の得られた年月日	未検査	未検査	未検査	未検査	4.8.23	未検査	4.10.27	未検査	未検査	未検査	5.2.16	未検査	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果										
水素イオン濃度	年2回	7.0~10.0				7.9 (23.4℃)					7.8 (18.5℃)		
生物化学的酸素要求量	〃	100mg/ℓ				1.4					1.3		
化学的酸素要求量	〃	150mg/ℓ				12					6.3		
浮遊物質	〃	200 mg/ℓ				5					5		
窒素含有量	〃	100mg/ℓ (日間平均60)				11					5.7		
塩化物イオン (Cl ⁻)	年1回	15,000mg/ℓ				6800	4200						
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	年2回	2,500mg/ℓ				700	480				500		
措置の必要性			-	-	-	-	無	-	無	-	-	無	-

*基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
*N.D.とは、定量限界未達を示します。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示します。)

点検年月日	4.12.28									5.1.31									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

点検年月日	5.2.28									5.3.27									
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設							遮水工	擁壁	浸出液処理施設							
			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集膜設備	高度処理設備	脱塩処理設備	濃縮水処理設備	汚泥処理設備	
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

7. 残余の埋立容量〔規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ〕

測定年月日	測定頻度	測定結果（覆土を含む）
5.3.1	年一回	129,564.80m ³

8. 音圧レベル〔騒音規制法に基づく特定工場等における騒音の規制基準：第3種区域〕

計測年月日		4.6.7			
測定結果の得られた年月日		4.6.24			
測定場所：最終処分場 用地境界		風上	風下	ダクト付近	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
朝 (6:00~8:00)	年1回	60dB以下	39	33	49
昼間 (8:00~19:00)	年1回	65dB以下	52	56	57
夕 (19:00~22:00)	年1回	60dB以下	41	39	50
夜間 (22:00~6:00)	年1回	50dB以下	37	33	49

9. 振動加速度レベル〔振動規制法に基づく特定工場等における振動の規制基準：第2種区域〕

計測年月日		4.6.7			
測定結果の得られた年月日		4.6.24			
測定場所：最終処分場 用地境界		風上	風下	ダクト付近	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
昼間 (8:00~19:00)	年1回	65dB以下	25未満	25未満	25未満
夜間 (19:00~8:00)	年1回	60dB以下	25未満	25未満	25未満

10. 悪臭物質濃度

採取年月日		4.6.7			
測定結果の得られた年月日		4.6.24			
測定場所：最終処分場 用地境界		風上	風下	ダクト付近	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果		
アンモニア	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
メチルメルカプタン	年1回	0.002ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
硫化水素	年1回	0.02ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満
硫化メチル	年1回	0.01ppm	0.001未満	0.001未満	0.001未満
二硫化メチル	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
トリメチルアミン	年1回	0.005ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アセトアルデヒド	年1回	0.05ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満
スチレン	年1回	0.4ppm	0.04未満	0.04未満	0.04未満
プロピオン酸	年1回	0.03ppm	0.003未満	0.003未満	0.003未満
ノルマル酪酸	年1回	0.006ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
ノルマル吉草酸	年1回	0.0009ppm	0.00009未満	0.00009未満	0.00009未満
イソ吉草酸	年1回	0.001ppm	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
トルエン	年1回	10ppm	1未満	1未満	1未満
キシレン	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
酢酸エチル	年1回	3ppm	0.3未満	0.3未満	0.3未満
メチルイソブチルケトン	年1回	1ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満
イソブタノール	年1回	0.9ppm	0.09未満	0.09未満	0.09未満
プロピオンアルデヒド	年1回	0.05ppm	0.005未満	0.005未満	0.005未満
ノルマルブチルアルデヒド	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
イソブチルアルデヒド	年1回	0.02ppm	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ノルマルバレアルデヒド	年1回	0.009ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.0009未満
イソバレアルデヒド	年1回	0.003ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満

11. 発生ガス

測定場所：最終処分場 埋立地

採取年月日		5.1.18	
測定結果の得られた年月日		5.1.27	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ガス組成 (アンモニア)	年1回	-(ppm)	0.05未満
ガス組成 (硫化水素)	年1回	-(ppm)	100未満
ガス組成 (一酸化炭素)	年1回	-(ppm)	5未満
ガス組成 (二酸化炭素)	年1回	-(ppm)	300未満
ガス組成 (メタンガス)	年1回	-(ppm)	3.6
ガス組成 (酸素)	年1回	-(%)	21
ガス組成 (窒素)※	年1回	-(%)	79
ガス量	年1回	-(L/min)	1130
外気温度	年1回	-(℃)	9.3
外気湿度	年1回	-(%)	56
蒸気発生有無	年1回	-	無し
埋立地内温度 (ガス温度)	年1回	-(℃)	7.1

※ガス調査：ガス組成項目のうち、窒素は計算によるものとする。

12. 粉じん

測定場所：最終処分場 埋立地

採取年月日		4.9.12		5.2.28	
測定結果の得られた年月日		4.10.6		5.3.14	
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果	測定結果	測定結果
A測定 第1評価値	年2回	3.0(mg/m ³)	0.44	0.73	
A測定 第2評価値	年2回	3.0(mg/m ³)	0.19	0.31	
B測定	年2回	3.0(mg/m ³)	0.20	0.25	
総合評価 (管理区分)			第1管理	第1管理	

※総合評価	A測定結果	B測定結果	
	EA1 < E	CB < E	第1管理：作業環境が適切であると判断される状態
	EA1 ≥ E ≥ EA2	E × 1.5 ≥ CB ≥ E	第2管理：作業環境におお改善の余地があると判断される状態
	EA2 > E	CB > E × 1.5	第3管理：作業環境が適切でない判断される状態

基準値 = E、A測定第1評価 = EA1、A測定第2評価 = EA2、B測定 = CB